

一般社団法人神奈川県剣道連盟懲戒に関する規定

(総則)

第1条 本法人会員規則第6条に関連し、非違行為のあった連盟会員に対する懲戒について定める。

(懲戒処分の内容)

第2条 会員に非違行為があり且懲戒を必要とする場合、その会員に対する懲戒処分の内容は次のとおりとする。

- (1) 除名
- (2) 称号、段位の自主返納勧告
- (3) 会員資格停止
- (4) 本法人および支部における役職就任資格の永久停止
- (5) 本法人および支部における役職就任資格の停止、3ヶ月以上1年内
- (6) 戒告
- (7) 厳重注意(文書)
- (8) 注意(口頭)

(除名および称号、段位の自主返納勧告)

第3条 会員がこの連盟の名誉を著しく傷つけ、又はこの連盟の目的に著しく違反する行為があったときは、会長は調査を命じ、総会(代議員会)の議決を経て、会長はその会員に対し第2条(1)除名、(2)称号、段位の自主返納勧告および(3)会員資格停止処分を行うことができる。この場合、全日本剣道連盟へ報告し、その指示に従うものとする。

(その他の懲戒処分)

第4条 会員がこの連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反し、会員としてふさわしくない行為のあったときは、会長は調査を命じ、理事会の議決を経て、第2条(4)より(8)の処分をすることができる。その決定は会員の届出住所宛の文書または口頭でその会員に通告するものとする。

第5条 第2条における処分を行う場合、あらかじめ本人に弁明の機会をあたえるものとする。

註 第3条の条項は全日本剣道連盟綱紀委員会第4条第5項による。

付則

令和 ○年○月○日より実施する